



株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令  
第一号様式

【提出書類】 変更報告書 No.3  
【根拠条文】 法第 27 条の 25 第 1 項  
【提出先】 関東財務局長  
【氏名又は名称】 弁護士 山本 和也  
渥美総合法律事務所 弁護士 山本 和也  
【住所又は本店所在地】 東京都千代田区内幸町二丁目 2 番 2 号  
富国生命ビル 8 階  
【報告義務発生日】 平成 18 年 8 月 8 日  
【提出日】 平成 18 年 8 月 15 日  
【提出者及び共同保有者の総数（名）】 1  
【提出形態】 その他

第 1 【発行会社に関する事項】

発行会社の名称	シチズン時計株式会社
会社コード	7762
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東京
本店所在地	東京都西東京市田無町六丁目1番12号

第 2 【提出者に関する事項】

【提出者（大量保有者）】

(1) 【提出者の概要】

① 【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（その他（リミテッド・パートナーシップ））
氏名又は名称	スティーラー・パートナーズ・ジャパン・ストラテジック・ファンド（オフショア）・エル・ピー （Steel Partners Japan Strategic Fund (Offshore), L.P.）
住所又は本店所在地	P.O. Box 30362SMB, 3rd Floor, Harbour Centre, North Church Street, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands, B.W.I
旧氏名又は名称	—
旧住所又は本店所在地	—

③【法人の場合】

設立年月日	平成13年11月29日
代表者氏名	SPJS Holdings, L.L.C.
代表者役職	ジェネラル・パートナー
事業内容	有価証券投資

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区丸の内 2-2-1 岸本ビル 9 階 スティーブル・パートナーズ・ジャパン株式会社 マネージャー 鳥海 忍 東京都千代田区内幸町 2-2-2 富国生命ビル 8 階 渥美総合法律事務所・外国法共同事業 弁護士 森 博樹
電話番号	03 (6212) 5063 (鳥海 忍) 03 (5501) 2111 (森 博樹)

(2)【保有目的】

投資 (株主としてのリターンの享受)
--------------------

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券 (株)	35,000,000		
新株予約権証券 (株)	A	—	F
新株予約権付社債券 (株)	B	—	G
対象有価証券カバードワラント	C		H
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		I
対象有価証券償還社債	E		J
合計 (株)	K 35,000,000	L	M
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	N		
保有株券等の数 (総数) (K+L+M-N)	O 35,000,000		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J)	P		

②【株券等保有割合】

発行済株式総数（株） （平成18年8月8日現在）	Q	380,353,809
上記提出者の 株券等保有割合（%） （O/(P+Q)×100）		9.20%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（%）		8.13%

(4)【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
平成18年6月12日	株券	1,000,000	取得	
平成18年7月12日	株券	500,000	取得	
平成18年7月13日	株券	500,000	取得	
平成18年7月14日	株券	2,000,000	取得	
平成18年7月18日	株券	500,000	取得	
平成18年7月19日	株券	1,500,000	取得	
平成18年7月20日	株券	570,000	取得	
平成18年7月21日	株券	2,836,000	取得	
平成18年7月24日	株券	2,160,100	取得	
平成18年7月25日	株券	1,320,800	取得	
平成18年7月31日	株券	113,100	取得	
平成18年8月8日	株券	500,000	取得	

(5)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし
------

(6) 【保有株券等の取得資金】

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (R) (千円)	34,697,857
借入金額計 (S) (千円)	
その他金額計 (T) (千円)	
上記 (T) の内訳	
取得資金合計 (千円) (R+S+T)	34,697,857

② 【借入金の内訳】

該当なし
------

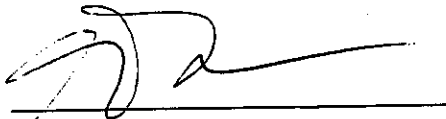
## POWER OF ATTORNEY

KNOWN ALL MEN BY THESE PRESENTS, that SPJS Holdings, L.L.C., general partner of Steel Partners Japan Strategic Fund (Offshore), L.P., a limited partnership organized and existing under the laws of the Cayman Islands, with its registered office at P.O. Box 30362SMB, 3rd Floor, Harbour Centre, North Church Street, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands, B.W.I. (the "Partnership"), does hereby constitute and appoint, for and on behalf of the Partnership, each of Messrs. Kazuya Yamamoto and Hiroki Mori and Ms. Emiko Obata, attorneys of Atsumi & Partners, with its office at Fukoku Seimei Bldg. 8F 2-2, Uchisaiwai-cho 2-chome, Chiyoda-ku, Tokyo 100-0011, Japan, each a resident of Japan as its true and lawful agents and attorneys-in-fact with full power of substitution and revocation and with the power to execute and file with the Director-General of the Kanto Local Financial Bureau, for and on behalf of the Partnership, the Reports described in Articles 27-23 and 27-25 of the Securities and Exchange Law of Japan (the "Reports") and to do any and all acts that said agents and attorneys-in-fact deem necessary or appropriate to implement the filing of such Reports.

IN WITNESS WHEREOF, this power of attorney was made as of this 18<sup>th</sup> day of May, 2006 by the undersigned as the authorized officer of SPJS Holdings, L.L.C.

For and on behalf of Steel Partners Japan Strategic Fund (Offshore), L.P.  
by SPJS Holdings, L.L.C. as its general partner

by:



Name: Claire A. Walton

Title: Managing Member of Liberty Square Asset Management, L.L.C.,  
Managing Member of SPJS Holdings, L.L.C.

(翻訳)

## 委任状

ケイマン諸島の法律に基づき有効に設立され存続し、英領西インド諸島ケイマン諸島、グラ  
ンド・ケイマン、ジョージ・タウン、ノース・チャーチ・ストリート、私書箱30362SMB、  
ハーバー・センター3階に登録された住所を有するリミテッド・パートナーシップであるス  
ティール・パートナーズ・ジャパン・ストラテジック・ファンド（オフショア）・エル・ピ  
ー（「当パートナーシップ」）のジェネラル・パートナーであるエス・ピー・ジェイ・エス・  
ホールディングス・エル・エル・シーは、ここに、郵便番号100-0011東京都千代田区内幸町2  
丁目2-2富国生命ビル8階に所在する渥美総合法律事務所・外国法共同事業の日本国在住の弁  
護士である山本和也、森博樹及び小幡映未子を、当パートナーシップの真正かつ適法な代理  
人に選任・指名し、当パートナーシップを代理して日本国証券取引法第27条の23及び第27条  
の25に定める報告書（「報告書」）を作成し、これを関東財務局長に提出すること及び報告  
書の提出を履行するために同代理人が必要又は適切と思料する一切かつすべての行為を行う  
権限、及び復代理人を選任する権限を付与する。

これを証するため、下記署名者が、エス・ピー・ジェイ・エス・ホールディングス・エル・  
エル・シーの授権を受けた役員として、2006年5月18日付けをもって、本委任状を作成した。

スティール・パートナーズ・ジャパン・ストラテジック・ファンド（オフショア）・エル・ピー

ジェネラル・パートナー

エス・ピー・ジェイ・エス・ホールディングス・エル・エル・シー

（署名）

氏名：クレア A. ウォールトン

役職：リパティ・スクエア・アセット・マネジメント・エル・エル・シーのマネージング・メンバー兼  
エス・ピー・ジェイ・エス・ホールディングス・エル・エル・シーのマネージング・メンバー

上記正訳致しました。

弁護士 山本和也

